



島根県報

平成21年10月30日（金）

号外 第 188 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

（産 業 振 興 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第79号）

1 規則の概要

設備機器使用料及び依頼試験手数料について改正することとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

平成21年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第79号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

大気微量有機化合物補集システム	1時間につき	1,360円
触媒・吸着剤性能評価システム	1時間につき	770円

を

「

大気微量有機化合物補集システム	1時間につき	1,360円
-----------------	--------	--------

」に、

「

原子吸光光度計	1時間につき	1,540円
水質凝集反応試験器	1時間につき	60円

」を

「

原子吸光光度計	1時間につき	1,540円
---------	--------	--------

」に、

「

熱伝導率測定装置	1時間につき	700円
----------	--------	------

」を

「

熱伝導率測定装置	1時間につき	700円
広角X線回折装置	1時間につき	1,680円
蛍光X線分析装置（波長分散型）	1時間につき	1,520円

」に、

「

紫外可視分光光度計	1時間につき	60円
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	440円

」を

紫外可視分光光度計	1時間につき	60円	に、
-----------	--------	-----	----

マッフル炉	1時間につき	50円	を
-------	--------	-----	---

マッフル炉	1時間につき	50円	に、
紫外線フェードメーター	1時間につき	320円	
洗浄試験器	1時間につき	60円	
高速混合機	1時間につき	50円	
においセンサー	1時間につき	50円	
真空ライン (ガラス製)	1時間につき	220円	

高周波誘導真空溶解試験装置	1時間につき	1,770円	を
YAGレーザ加工試験装置	1時間につき	1,540円	

高周波誘導真空溶解試験装置	1時間につき	1,770円	に、
---------------	--------	--------	----

油圧サーボ式材料強度試験機	1時間につき	1,220円	を
ドリル加工用切削動力計	1時間につき	200円	

油圧サーボ式材料強度試験機	1時間につき	1,220円	に、
---------------	--------	--------	----

精密切断機	1時間につき	100円	を
超微小硬度計	1時間につき	350円	

精密切断機	1時間につき	100円	に、
-------	--------	------	----

高温摩擦摩耗試験機	1時間につき	1,000円	を
油圧サーボ式材料強度試験機 破壊靱性測定システム	1時間につき	210円	

高温摩擦摩耗試験機	1時間につき	1,000円	に、
-----------	--------	--------	----

パルス通電焼結装置	1時間につき	3,350円	を
-----------	--------	--------	---

パルス通電焼結装置	1時間につき	3,350円	に改める。
混練性評価装置	1時間につき	1,120円	
射出成形機	1時間につき	500円	
真空加圧焼結急速冷却炉	1時間につき	2,410円	
風速計	1時間につき	50円	
照度計	1時間につき	50円	
光パワーメータ	1時間につき	50円	
低抵抗計	1時間につき	50円	

別表第1の2の表中

レーザー顕微鏡	1時間につき	420円	を
---------	--------	------	---

レーザー顕微鏡	1時間につき	420円	に改める。
大型切断機	1時間につき	290円	
振動ミル	1時間につき	100円	

別表第2の10の項中

(6) 陶磁器食器の重金 属溶出試験	鉛又はカドミウム	1試料1項目につき	7,090円	を
-----------------------	----------	-----------	--------	---

(6) 陶磁器食器の重金 属溶出試験	1 鉛又はカドミウム	1試料1項目につき	7,090円	に改め、同表の12の項中
	2 鉛及びカドミウム	1試料につき	9,590円	

12 調整又は加工				を
(1) 酵母又は乳酸菌の 調整		1種類1,000ミリリットルにつ き	8,010円	
(2) 発酵食品用試薬調 整	滴定試薬調整又は指示薬 調整	1試薬500ミリリットルにつ き	1,300円	

12 調製又は加工				に改める。
(1) 酵母又は乳酸菌の 調製		1種類1,000ミリリットルま でにつき	8,010円	
(2) 発酵食品用試薬調	滴定試薬調製又は指示薬	1試薬500ミリリットルま でに		

製	調製	つき	1,300円
---	----	----	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県産業技術センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条の規定により島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第3条第1項の承認の申請をしている者に係る使用料及び改正前の規則第8条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。